

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第29期（平成28年5月1日～平成29年4月30日）

連結注記表

個別注記表

インスペック株式会社

法令及び定款の規定に基づき、当社ホームページ
(<http://www.inspec21.com>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2 社
- ・連結子会社の名称 First EIE SA
クラーロ株式会社
(平成29年 1 月12日付でテラ株式会社から社名変更)

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 台湾英視股份有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、総資産、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 台湾英視股份有限公司
- ・持分法を適用しない理由
当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、First EIE SAの決算日は12月31日であり、当該連結計算書類の作成にあたっては3月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・商品、製品及び仕掛品

主として、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- ・原材料

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- ・貯蔵品

主として、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	15年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～10年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につきましては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 製品保証引当金

製品の保証期間に発生する無償保守費に備えるため、過去の実績に将来の保証見込額を加味して計上しております。

ロ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社連結子会社であるFirst EIE SAは、当連結会計年度より在庫管理方針を見直し、収益性の低下の事実をより適切に把握できることとなったため、当連結会計年度より当該方針にしたがってたな卸資産の収益性の低下の認識及び測定を行っております。

その結果、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が26,096千円増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売掛金	5,980千円
建物及び構築物	170,659千円
土地	20,350千円
計	196,989千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	288,440千円
長期借入金	117,640千円
計	406,080千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 534,592千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,713,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	42,283
提出会社 (親会社)	第8回新株予約権 (*1)(*2)	普通株式	—	650,000	105,000	545,000	2,180
合計		—	—	650,000	105,000	545,000	44,463

(*1) 新株予約権の目的となる株式の数の増加は、第三者割当による新株予約権の発行によるものであります。

(*2) 新株予約権の目的となる株式の数の減少は、第三者割当による新株予約権の行使によるものであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金は主に運転資金や企業買収に要した資金の調達を目的としたものであり、一部は金利変動のリスクに晒されていますが、月次で資金繰り計画を作成するなどして管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	775,728千円	775,728千円	－千円
(2) 電 子 記 録 債 権	5,702	5,702	－
(3) 受取手形及び売掛金	448,265		
貸倒引当金（＊１）	△7,200		
	441,065	441,065	－
資産計	1,222,495	1,222,495	－
(1) 支払手形及び買掛金	183,051	183,051	－
(2) 短 期 借 入 金	196,000	196,000	－
(3) 長 期 借 入 金（＊２）	667,457	672,119	4,662
負債計	1,046,508	1,051,170	4,662

(＊1)受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(＊2)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金364,509千円を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債権、(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	1,684千円

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 296円67銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 40円81銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第7回ストック・オプションとして新株予約権発行の件

当社は、平成29年6月23日開催の取締役会において、平成28年7月22日開催の当社株主総会の委任を受け、ストック・オプションとして発行する第7回新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しました。概要は以下のとおりです。

① ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に、当社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

②第7回新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の発行日	平成29年 7 月 3 日
2. 新株予約権の発行数	55個
3. 新株予約権の発行価額	金銭の払込みは要しないものとする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株数」という。）は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の適切な調整を行う。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり調整後行使払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

6. 新株予約権の行使期間	平成31年7月4日から平成39年6月22日
7. 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
8. 新株予約権の割当対象者	当社取締役 3名 当社従業員 4名

11. その他の注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	15年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～10年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につきましては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 製品保証引当金

製品の保証期間に発生する無償保守費に備えるため、過去の実績に将来の保証見込額を加味して計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に關する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	170,659千円
土地	20,350千円
関係会社株式	527,025千円
計	718,034千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	288,440千円
長期借入金	117,640千円
計	406,080千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 495,797千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	1,308千円
②短期金銭債務	60千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	13,478千円
-----------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	439,586千円
減損損失	27,623
減価償却超過額	19,350
たな卸資産評価損否認	18,236
仕掛品評価損	7,333
未払賞与	6,340
製品保証引当金	5,588
貸倒引当金	2,170
未払事業税	414
その他	519
繰延税金資産小計	527,166
評価性引当額	△527,166
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△17,391千円
その他	△65
繰延税金負債合計	△17,456
繰延税金負債純額	△17,456

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目

別の内訳

法定実効税率	30.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
評価性引当額の増減	△16.6%
住民税均等割	0.3%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.5%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	クラール株式会社	217,500	デジタルパソ ロジー関連機 器事業	(所有) 直接 26.1%	従業員の出向 役員の兼任 被債務保証	利息の受取 担保受入 (注1)	360 245,000	立替金 未収入金	240 1,061
子会社	First EIE SA	62,185	精密基板製造 装置関連事業	(所有) 直接 51.0%	業務委託	業務委託料の收受 (注2)	13,117	立替金 未払金	6 60

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の借入金に対して、クラール株式会社の売掛債権の担保提供及び債務保証を受けております。

(注2) 業務委託契約に基づく業務受託料を受け取っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	菅原雅史	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 7.76%	被債務保証	借入債務に係る 被債務保証(注)	45,817	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、金融機関からの借入債務に対して、当社代表取締役社長菅原雅史から債務保証を受けております。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 317円61銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 56円24銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第7回ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

当社は、平成29年6月23日開催の取締役会において、平成28年7月22日開催の当社株主総会の委任を受け、ストック・オプションとして発行する第7回新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しました。概要は以下のとおりです。

①ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に、当社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

②第7回新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の発行日	平成29年7月3日
2. 新株予約権の発行数	55個
3. 新株予約権の発行価額	金銭の払込みは要しないものとする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の適切な調整を行う。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

6. 新株予約権の行使期間	平成31年 7 月 4 日から平成39年 6 月22日
7. 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
8. 新株予約権の割当対象者	当社取締役 3名 当社従業員 4名